



# 令和7年度 固定資産税(償却資産)申告の手引

相模原市

日頃から、市税につきましては格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

固定資産税には、土地、家屋及び償却資産がありますが、このうち償却資産については、その所在する市町村に所有者が申告することになっております。

行政区(緑区、中央区、南区)ごとに税額を算定しますので、**資産の所在する区ごとに申告書の作成をお願いします。** **提出先は、すべて相模原市役所資産税課償却資産班です。** 緑市税事務所、南市税事務所、城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンターでは、受付のみ行います。

なお、納税通知書は、課税標準額が150万円以上となる区ごとに、通常5月にお送りします。課税標準額が **150万円未満の場合は免税のためお送りしません** ので、あらかじめ御承知おきください。

廃業された場合は、廃業の旨を当課まで御連絡ください。

**提出期限：令和7年1月31日(金)**

## も く じ

1	償却資産とは.....	1
2	申告について.....	1
3	償却資産の種類と具体例.....	3
4	建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて.....	3
5	主な償却資産の耐用年数(例示).....	5
6	申告書の記入例.....	6
7	種類別明細書の記入例.....	7
8	個人番号(マイナンバー)又は法人番号の記入について.....	9
9	償却資産に対する課税について.....	10
10	課税標準の特例・非課税・減免について.....	11
11	実地調査等について.....	13
12	申告しない場合又は虚偽の申告をした場合.....	13
13	電子申告について.....	13
14	その他.....	14

「申告書」や「種類別明細書」がダウンロードできます。

相模原市ホームページ

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho\\_menu/zei/1011360.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/zei/1011360.html)



相模原市 償却資産申告書

検索



スマートフォンからも  
御覧いただけます

# 1 償却資産とは

償却資産とは、「**土地・家屋以外**」の事業の用に供することができる「**有形**」の固定資産で、その減価償却額・減価償却費が国税の所得の計算上、**損金(法人)又は必要な経費(個人)に算入されるもの**(算入されるべきもの、法人税・所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

## 【例示】事業別の主な償却資産

共 通	看板(3)、パソコン(4)、コピー機(5)、応接セット(5)、事務机・椅子(15)、金庫(20)、レジスター(5)、絵画(8)、LAN設備(5~18)
不動産賃貸業 (共同住宅、店舗等)	外構工事(屋外の給排水・電気設備)(15)、駐車場舗装工事(10)、太陽光発電設備(17)、後付けの冷暖房設備(6)
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、シャンプー台(5)、ドライヤー(5)
建築・修理工事業	測定・検査工具(5)、型(型枠を含む)(2)、施盤(12)
小売・飲食業	陳列棚(6)、冷蔵庫(6)、厨房機器(5)、自動販売機(5)
整体・医療業	診療・治療機器(6)、簡易ベッド(8)

( ) 内の数字は耐用年数例

# 2 申告について

償却資産を所有する方は、毎年1月1日における資産の申告が必要です(地方税法第383条)。

税務署に提出した減価償却資産の内容は市役所へ連携されませんので、手引2ページ「(6) 申告対象となる資産について」を確認し、内容を整理したうえで申告してください。

## (1) 申告義務者

令和7年1月1日現在、相模原市の各区内に償却資産を所有する方

※初めて申告される方は、該当する資産が無い場合も、「該当資産なし」の申告をお願いします。

## (2) 提出書類

対 象 者		必 要 な 書 類	注 意 点 と 記 入 例
今回初めて 申告される方	該当する資産がある方	償却資産申告書(償却資産課税台帳) +種類別明細書(全資産用)	2~8ページ
	該当資産なしの方	償却資産申告書(償却資産課税台帳)	2~6ページ
前年に申告 されている方	資産に増減があった方	償却資産申告書(償却資産課税台帳) +種類別明細書(増加資産用) +種類別明細書(減少資産用)	2~8ページ
	資産に増減がない方	償却資産申告書(償却資産課税台帳)	2~6ページ

※電算処理方式の場合は、評価額等が記載されている全資産の明細書が必要です(限度額5%に注意)。

## (3) 申告期限

令和7年1月31日まで

## (4) 事業の廃止等

前年末までに、事業の廃止(廃業、倒産等)、区外移転があった場合は、当課まで御連絡いただくか、申告書「18 備考」欄の該当する理由のチェックボックスにをつけて提出してください。

## (5) 提出上の注意(※提出は郵送・窓口・電子申告のみで受け付けております。)

- 同封の申告書・種類別明細書は、それぞれ**1枚目が市役所提出用**、2枚目が申告者控用です。
- 私製用紙で提出される方も、**資産の所在する区名を上部に明記し、所有者コード(識別番号)を転記してください。**
- 郵送提出される方で、**控用に受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**
- 切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合、控用の申告書は返送しません。**
- 申告書の控が不要な場合は、控用申告書の提出は必要ありません。

(6) 申告対象となる資産について

所有している償却資産の申告の要否について、以下のとおりとなります。

○申告が必要な資産

- ①使用可能期間が1年以上（法定耐用年数2年以上）で、  
 〈個人〉取得価額が10万円以上の資産  
 〈法人〉**税務会計上、減価償却資産として固定資産勘定に計上すべき又はした資産**
- ②取得価額が30万円未満で、租税特別措置法の適用により**即時償却**した資産（図1）  
 なお、取得価額が10万円未満で中小企業者等の少額資産特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産です。
- ③建設仮勘定で経理されている、賦課期日時点で事業の用に供することができる資産
- ④必要な維持管理が行われ、いつでも事業の用に供することができる**遊休・未稼働の資産や簿外資産**

○申告が不要な資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象である車両
  - ②無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
  - ③繰延資産、棚卸資産
  - ④取得価額が10万円未満で、一時に損金算入した資産（図1）※
  - ⑤取得価額が20万円未満で、一括して3年で償却した資産（図1）※
- ※④⑤のうち、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産は申告が必要です。

図1 償却方法と取得価額による固定資産税の申告対象一覧

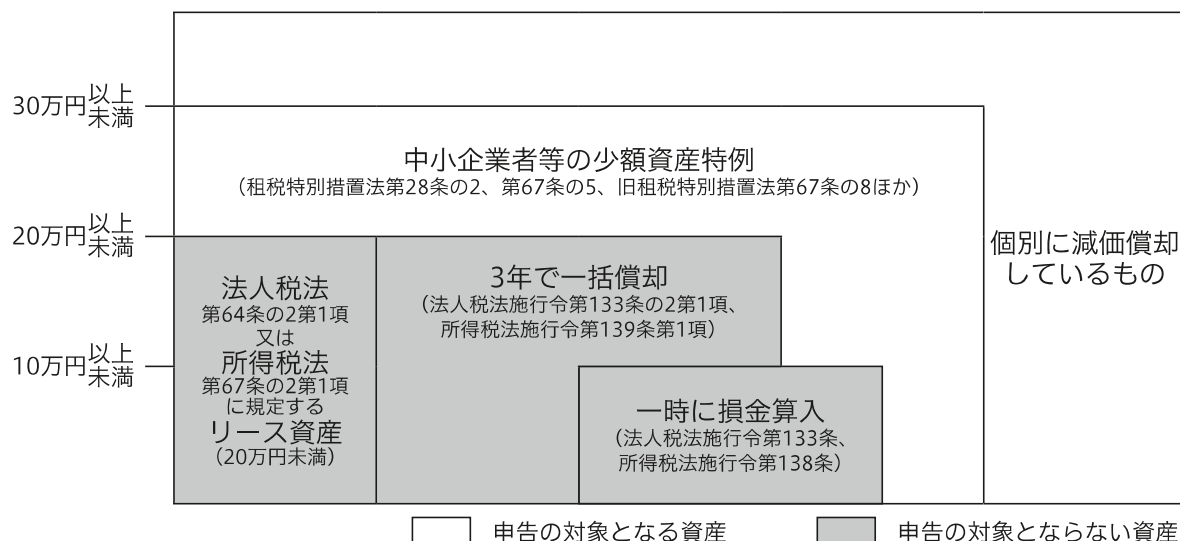
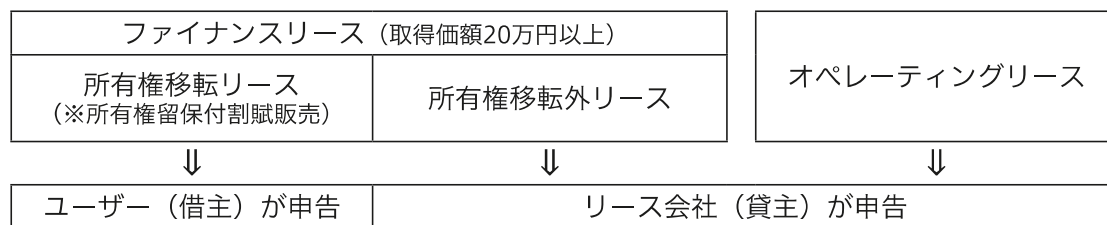


図2 リース資産の申告対象者



- 取得時に補助金等を活用し、取得価額を圧縮した（**圧縮記帳**）資産は、**本来の取得価額で申告してください。**
- 居抜きで購入した店舗設備類、無償で譲り受けた資産など、本来の取得価額が不明な資産については、見積価額で申告してください。
- 申告対象となる資産が不明な場合は、可能な限り種類別明細書を作成のうえ、参考資料として減価償却費の計算書等の写しをあわせて提出してください。

### 3 償却資産の種類と具体例

償却資産の種類によって1種～6種の種目に分類されます。

(1種) 構 築 物 建 物 附 属 設 備	土地に定着した土木設備	広告塔、門、塀、外灯、駐車場の路面舗装、構内舗装、煙突、緑化施設など
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、厨房設備、LAN設備、可動性のある間仕切りなど
	建物の所有者と異なる者がテナント施工した設備	店内造作設備、照明設備、内装工事、給排水衛生設備、ガス設備など
(2種) 機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、金属製品製造設備、食品製造設備など
	工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤など
	搬 送 設 備	クレーン、コンベヤーなど
	土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」「00～09」「000～099」のもの）ブルドーザー、パワーショベルなど
	そ の 他 の 設 備	印刷設備、建設工業設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、自動車整備業用設備など
(3種) 船	モーターボートなど	
(4種) 航 空 機	ヘリコプター、グライダーなど	
(5種) 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が、「9」「90～99」「900～999」のもの）、台車など (自動車税、軽自動車税の課税対象であるものを除く)	
(6種) 工 具、器 具 及 び 備 品	工 具	測定・検査工具、治具・取付工具、金型、木型、切削工具など
	器 具 ・ 備 品	家具、電気機器、ガス機器、事務機器、看板、理容・美容機器、医療機器、自動販売機など

### 4 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

#### (1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

○建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により**家屋と償却資産とに区分して課税されます。**

償却資産として区分されるため申告の対象となるもの	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器として性格の強いもの
家屋として区分されるため申告の対象とはならないもの	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備

○特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用ボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

**ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となりますので、償却資産申告の対象外です。**

#### (2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、**テナントの方が償却資産として申告してください。**

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合は、当該設備等はすべて償却資産申告の対象です。必ずしも、この例示によらない場合があります。

設備などの種類	設備などの分類	設備などの内容	家屋と設備などの所有者				
			同じ場合 (オーナー施工)		異なる場合 (テナント施工)		
			家屋※	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作など	床・壁・天井仕上げ、店舗造作などの工事	○			◎	
電気設備	変電設備	キュービクル、変圧器並びに附属する配線一式、配電設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備、無停電電源設備、充電器、配線・配管など		◎		◎	
	太陽光発電	太陽光発電設備一式（※屋根建材一体型は家屋）		◎		◎	
	中央監視装置	電灯、動力、電源設備関係の遠隔操作制御盤一式		◎		◎	
	電力引込設備	電力会社から供給を受けるための建物までの引込工事一式		◎		◎	
	電気配線設備		特定の生産又は業務用設備、屋外設備一式		◎		◎
			事務室照明用電気配線、低圧幹線設備など上記以外の設備	○			◎
	照明器具設備		スポットライト、ネオンサイン、投光器、外灯、蛍光灯などの消耗品など		◎		◎
			屋内照明など上記以外の照明器具設備	○			◎
	TV等共同 視聴設備		受像機（テレビ）、電波障害対策設備		◎		◎
			配線・配管、親アンテナ、整合器、分岐器、増幅器	○			◎
	LAN設備		サーバー、光ファイバーケーブル、配線など設備一式（※OAフロア工事は家屋）		◎		◎
			受像機（テレビ）、カメラ、録画装置、遠隔操作盤などの機器		◎		◎
	監視カメラ設備 (ITV)		配線・配管など	○			◎
		電話機、交換機、マイク、スピーカー、アンプなどの機器		◎		◎	
電話設備・ 放送・拡声設備		配線・配管、端子盤など	○			◎	
		ガス漏れ警報装置、漏電警報装置		◎		◎	
非常等設備		避雷設備、非常用照明設備、火災報知設備、非常通報設備など	○			◎	
給排水設備	衛生設備	大小便器、洗面器、浴槽	○			◎	
	給排水設備	屋外設備、引込工事、井戸工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、受水槽、ポンプなど	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（取り外しが容易な瞬間湯沸器）、独立煙突・煙道		◎		◎	
局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用など）、中央式給湯設備		○			◎		
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎		
	屋内の配管など	○			◎		
空調設備	空調・換気設備	ルームエアコンなど（壁掛、床置き型）、エアシャワー、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		天井埋め込みなどの容易に移動できないもの、ダクト、エアカーテン、配管など	○			◎	
運搬設備	昇降機など	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、メールシャウト設備など	○			◎	
厨房設備	厨房機器	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテルなど）、寮・社員食堂など		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
消火設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ、屋外消火栓設備など		◎		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、ハロゲンガス消火設備など	○			◎	
清掃設備	清掃設備	窓ふきゴンドラ、ダストシャウト	○			◎	
事業用設備	看板など	看板、案内板、サイン表示など		◎		◎	
	病院など	ナースコール設備、特定要件表示設備（表示盤と発信器で構成）	○			◎	
		医療用ガス設備、吸引設備、ポンプ、真空ポンプ、X線設備、消毒設備		◎		◎	
	倉庫など	ドックシェルター、エアシェルター、冷蔵冷凍用冷却装置、天井クレーンなど		◎		◎	
	金融機関など	夜間金庫、株式価格表示設備		◎		◎	
その他	POSシステム、浴場などのろ過機、ホースなど、スクリーンなど		◎		◎		
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・フェンス・緑化設備など）		◎		◎	
	駐車場など	自動車管制設備	○			◎	
		機械式駐車設備（ターンテーブル装置など）、路面舗装、駐輪場など		◎		◎	
その他	その他	ゴミ置場、ゴミ焼却炉、メールボックス、宅配ボックス		◎		◎	
		ブラインド、カーテンなど（※ボックス式は家屋）		◎		◎	

※通常の家屋に設置される設備は家屋評価の対象となりますが、事業用目的のために設置される設備（特定の生産又は業務用の設備）は、家屋評価に含まれず、償却資産として取扱います。

## 5 主な償却資産の耐用年数（例示）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲載されている表の一部を掲載しています。

種類	主な償却資産		耐用年数
構築物及び建物附属設備	野立看板、広告塔 (屋上施工を含む)	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	舗装道路、舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの	15
		アスファルト敷、木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
	受・変電設備、電気設備（照明設備を含む）		15
	給排水設備、衛生設備、ガス設備		15
	冷房、暖房、通風、 ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22KW以下のもの）	13
その他のもの		15	
機械及び装置	飲食店業用設備		8
	総合工事業用設備		6
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び 金属製ネームプレート製造業用設備	6
	建設機械		ブルドーザー、パワーショベル、その他自走式作業用機械設備
運搬具 及び 車両	フォークリフト		4
工具・器具及び備品	測定・検査工具	ゲージ・ノギス・マイクロメーター	5
	治具・取付工具	平ジグ、箱ジグ	3
	型（型枠を含む）、 鍛圧・打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
		その他のもの	3
	事務机・椅子、 キャビネット	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	応接セット	接客業用のもの	5
		その他のもの	8
	陳列棚、陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
	その他の家具	接客業用のもの	5
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	音響機器	ステレオ、テレビ、ラジオ、カラオケセット	5
	冷暖房用機器	エアコン、ストーブ、温風ヒーター	6
	電気・ガス機器	冷蔵庫、製氷機、洗濯機、レンジ	6
	食事・厨房用品	陶磁器製、ガラス製のもの	2
		その他のもの	5
	事務機器	複写機、計算機、レジスター、ファクシミリ	5
		パーソナルコンピュータ（サーバー用を除く）	4
		その他のもの	5
	通信機器	放送用設備、デジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
看板	看板、ネオンサイン、気球	3	
金庫	手さげ金庫	5	
	その他のもの	20	
理容・美容機器	理容・美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー	5	
自動販売機（手動のものを含む）		5	

# 6 申告書の記入例

すでに申告書を提出していて、修正申告をする場合は「修正」、やむを得ず、同区で申告書が2通以上に分かる場合は「合算」と記入してください。

令和 7 年 1 月 15 日 令和 7 年度 提出用 所有者コード (識別番号) 0000123456789

相模原市長 償却資産申告書(償却資産課税台帳) (中央) 区分 資産の所在する区を記入してください。

住所 (ふりがな) 相模原市中央区中央2丁目1番15号 (電話) 042-754-XXXX

個人: 住民登録住所を記入してください。 法人: 登記上の本店所在地を記入してください。 納税通知書等の送付先を別に設定する場合は、その住所を記入してください。

3 個人番号又は法人番号 0000123456789 8 短編雇用年数の承認 有(無)

4 事業種目 飲食業 個人番号又は法人番号を記入してください。(詳細は9ページ)

5 事業開始年月 平成20年1月 11 課税標準の特例 有(無)

6 この申告に添付する債権の氏名 相模花子 12 特別償却又は圧縮記載 有(無)

7 税理士等の氏名 中央税務会計事務所 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有(無)

15 区内における事業所等資産の所在地 中央区中央2丁目1番14号 15

16 借用資産 (有) 無 (有) 無 ○△□ファイナンス(株)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 3337500 6818500

資産の種類	取	得	額
1	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
構築物	1,700,000	0	1,781,000
機械及び装置			3,481,000
船			
航空機			
車両及び運搬具			
工具、器具及び備品			
合計	2,500,000	1,430,000	2,267,500
	4,200,000	1,430,000	4,048,500

資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

職員処理欄: 個人番号確認

□窓口 □郵送 □賦送・回送

□本人提出

□個人番号

□本人身元

□代理提出

□本人個人番号

□代理人身元

□代理権

電算処理方式の場合は必ず記入して下さい。

評価額等が記載されている全資産の明細書が必要です。

19 職員 特記 処理欄

20 職員 特記 処理欄

21 職員 特記 処理欄

22 職員 特記 処理欄

23 職員 特記 処理欄

24 職員 特記 処理欄

25 職員 特記 処理欄

26 職員 特記 処理欄

27 職員 特記 処理欄

28 職員 特記 処理欄

29 職員 特記 処理欄

30 職員 特記 処理欄

31 職員 特記 処理欄

32 職員 特記 処理欄

33 職員 特記 処理欄

34 職員 特記 処理欄

35 職員 特記 処理欄

36 職員 特記 処理欄

37 職員 特記 処理欄

38 職員 特記 処理欄

39 職員 特記 処理欄

40 職員 特記 処理欄

41 職員 特記 処理欄

42 職員 特記 処理欄

43 職員 特記 処理欄

44 職員 特記 処理欄

45 職員 特記 処理欄

46 職員 特記 処理欄

47 職員 特記 処理欄

48 職員 特記 処理欄

49 職員 特記 処理欄

50 職員 特記 処理欄

51 職員 特記 処理欄

52 職員 特記 処理欄

53 職員 特記 処理欄

54 職員 特記 処理欄

55 職員 特記 処理欄

56 職員 特記 処理欄

57 職員 特記 処理欄

58 職員 特記 処理欄

59 職員 特記 処理欄

60 職員 特記 処理欄

61 職員 特記 処理欄

62 職員 特記 処理欄

63 職員 特記 処理欄

64 職員 特記 処理欄

65 職員 特記 処理欄

66 職員 特記 処理欄

67 職員 特記 処理欄

68 職員 特記 処理欄

69 職員 特記 処理欄

70 職員 特記 処理欄

71 職員 特記 処理欄

72 職員 特記 処理欄

73 職員 特記 処理欄

74 職員 特記 処理欄

75 職員 特記 処理欄

76 職員 特記 処理欄

77 職員 特記 処理欄

78 職員 特記 処理欄

79 職員 特記 処理欄

80 職員 特記 処理欄

81 職員 特記 処理欄

82 職員 特記 処理欄

83 職員 特記 処理欄

84 職員 特記 処理欄

85 職員 特記 処理欄

86 職員 特記 処理欄

87 職員 特記 処理欄

88 職員 特記 処理欄

89 職員 特記 処理欄

90 職員 特記 処理欄

91 職員 特記 処理欄

92 職員 特記 処理欄

93 職員 特記 処理欄

94 職員 特記 処理欄

95 職員 特記 処理欄

96 職員 特記 処理欄

97 職員 特記 処理欄

98 職員 特記 処理欄

99 職員 特記 処理欄

100 職員 特記 処理欄

# 7 種類別明細書の記入例

第二十六号様式別表一【提出用】

令和7年度 (中央)区分 提出用

行番号	資産の種類	資産の名称等 (20字以内)	取得年月		取得価額 千円/万円	耐用年数	減価残存率	価額 千円/万円	課税標準額 千円/万円	摘要
			年号	月						
01	1	店舗内装工事(テナント)	15	6	1,350,000	15	0			1 枚のうち
02	1	アスファルト舗装(駐車場)	15	6	431,000	5				1 枚目
03	6	自動販売機	4	31	295,000	5				申告漏れ
04	6	応接セット	4	31	992,500	5				取得価額訂正
05	6	冷暖房機	4	28	980,000	6				町田店より
06			5							
07										
08										
09										
10										
11										
12										
13			5							
14			5							
15			5							
16			5							
17			5							
18			5							
19			5							
20			5							
小計					14				4,048,500	

## 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

初めて申告される方は、申告すべき全資産について記入してください。

取得価額  
資産を取得するために直接支出した金額のほか、当該資産を事業の用に供するために直接要した費用(手数料、関税、据付費等)も含まれます。また、消費税額を含めるかどうかは、事業者の国税(法人税等)の選択に従うこととなります。

取得年月(年号、年、月)  
資産を実際に取得した年月を記入してください。なお、年号の5は令和をあらわしています。平成の場合は4、昭和の場合は3に訂正してください。  
2019年(令和元年)に取得した資産は、すべて「431」と記入してください。

- 資産の種類
- 構築物・建物付帯設備...1
  - 機械及び装置...2
  - 船舶...3
  - 航空機...4
  - 車両及び運搬具...5
  - 工具、器具及び備品...6 (詳細は3ページ)

増加事由  
該当する増加事由を○で囲んでください。  
1...新品取得  
2...中古品取得  
3...移動による受入れ  
4...その他

申告済の資産について、取得価額等を修正する場合は、修正前の内容を種類別明細書(減少資産用)に、正しい内容を種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入し、2種類の種類別明細書を提出してください。

注意・「( )区分」の欄は、資産の所在する区分各名を記入してください。・年号の欄の「5」は令和をあらわしています。平成は「4」、昭和は「3」に訂正してください。  
・「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他(摘要欄に理由を記入してください。)のいずれかに○印を付けてください。



令和7年度

提出用

( 中央 ) 区分

種類別明細書 (減少資産用)

第二十六号様式別表二【提出用】

所有者名  
〇〇株式会社

所有者コード(識別番号)  
0087654321

枚のうちの  
1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード		資産の名称等	数量		取得年月	取得価額	耐久	減少の事由及び区分	要
		申告年度	頁		年号	月					
01	6 404	1	1	冷蔵庫	1	3	10	300000		1・2 3・4 ①・2	取得価額減少した取得価額を記入してください。 一部減少の場合は、残る取得価額を摘要欄に記入
02	6 502	1	3	応接セット	10	3	2	980000		1・2 3・4 ①・2	
03	6 503	1	5	冷暖房機	1	2	5	150000		1・2 3・4 ①・2	
04										1・2 3・4	取得価額を修正する場合は、修正前の内容を種類別明細書(減少資産用)に、正しい内容を種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入し、2種類の種類別明細書を提出してください。
05										1・2 3・4	
06										1・2 3・4	
07										1・2 3・4	
08										1・2 3・4	
09										1・2 3・4	
10										1・2 3・4	
11										1・2 3・4	
12										1・2 3・4	
13										1・2 3・4	
14										1・2 3・4	
15										1・2 3・4	
16										1・2 3・4	
17										1・2 3・4	
18										1・2 3・4	
19										1・2 3・4	
20										1・2 3・4	
小計								1430000			

数量減少した数量を記入してください。

取得年月(年号、年、月)減少した資産の取得年月を記入してください。年号の3は昭和、4は平成、5は令和をあらわしています。該当する年号を○で囲んでください。

市から送付された申告済資産の一覧表にある資産の種類、申告年度、頁、行を記入してください。

注意・「( )区分」の欄は、資産の所在する区名を記入してください。・資産コード欄は市から送付された申告済資産の一覧表にあるコードを記入してください。  
・年号の欄の「3」は昭和を、「4」は平成、「5」は令和をあらわしています。

## 8 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記入について

### (1) 申告書への記入方法

申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。記入欄がアスタリスク(\*)で埋められている方は記入不要です（ただし該当印字は、本人確認措置の実施による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年個人番号・法人番号の記載が必要である点、御注意ください）。

提出用		( )区分		所有者コード (識別番号)	
償却資産課税台帳		※資産の所在する区名を記入			
3	個人番号又は法人番号			8	短期耐用年数の承認 有・
4	事業種目 (資本金等の額)			9	増加償却の届出 有・
				10	非課税該当資産 有・
5	事業開始年月		年 月	11	課税標準の特例 有・

### (2) 本人確認資料

個人番号を記載した申告書を提出していただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理確認）を実施させていただきます。下表にて必要な資料を御確認ください。郵送又は電子申告にて御提出される場合は、資料の写し（コピー又はPDFデータ）を申告書に添付していただくようお願いいたします。

#### 本人が申告する場合（例）

番号確認資料	+	身元確認資料
マイナンバーカード（裏面）、 通知カード※1、住民票 等		マイナンバーカード（表面）、 運転免許証、プレ印字された申告書類※2 等

#### 代理人が申告する場合（例）

本人の番号確認資料	+	代理人の身元確認資料	+	代理権確認資料
マイナンバーカード（両面）、 通知カード※1、住民票 等		マイナンバーカード（表面）、 運転免許証、税理士証票 等		税務代理権限証書、 プレ印字された申告書類※2 等

※1 氏名、住所等に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限り、利用可能

※2 市から送付された氏名・住所が印字された償却資産申告書類等

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。この制度の趣旨を御理解いただき、申告書へマイナンバーの記載をお願いいたします。

ただし、マイナンバーの不明等により申告書への記載ができない場合もありますので、マイナンバーの記載がないことをもって、申告書を受理しないということはありません。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができなかった場合は、申告書にマイナンバーの記載がなかったものとして取り扱います。

## 9 償却資産に対する課税について

### (1) 計算方法について

償却資産の評価額は、資産ごとの取得価額（初年度）又は前年度の価格（評価額）に、耐用年数ごとの減価残存率をかけて算出します。複数の区に資産をお持ちの方は、区ごとに算出します。

耐用年数ごとの減価残存率

耐用年数	減価率 ( $\alpha$ )	減価残存率		耐用年数	減価率 ( $\alpha$ )	減価残存率		耐用年数	減価率 ( $\alpha$ )	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1-\alpha/2$	$1-\alpha$			$1-\alpha/2$	$1-\alpha$			$1-\alpha/2$	$1-\alpha$
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%になるまで償却します。算出額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%相当額が価格（評価額）になります。

#### 【計算例】

取得価額：1,000,000円、取得年月：令和6年9月、耐用年数：3年の資産の場合

令和7年度 = 1,000,000円 × (前年中取得：0.732) = 732,000円

令和8年度 = 732,000円 × (前年前取得：0.464) = 339,648円

令和9年度 = 339,648円 × 0.464 = 157,596円

令和10年度 = 157,596円 × 0.464 = 73,124円

令和11年度 = 73,124円 × 0.464 = 33,929円 < 50,000円 (※)

※令和11年度で、算出額が取得価額の5% (50,000円) より小さくなりますので、令和11年度以降は、50,000円が価格（評価額）となります。

### (2) 課税標準額

各資産の価格（評価額）の合計額を決定価格とし、課税標準の特例の適用資産があれば特例率を乗じて軽減した価格（評価額）が、課税標準額となります。

### (3) 税額

税額は課税標準額の1.4%です。たとえば課税標準額が150万円の場合、税額は2万1千円です。課税標準額が150万円未満の場合は免税になります。この場合でも申告書は提出してください。

### (4) 納期

第1期……5月1日から同月31日まで

第2期……7月1日から同月31日まで

第3期……9月1日から同月30日まで

第4期……12月1日から同月25日まで

### (5) 過年度課税

申告漏れがあった場合は、地方税法第17条の5第5項及び同法第417条の規定により、申告した年度分だけでなく、資産を取得した翌年度までの一定期間遡及して課税します。

また、過年度分の納付にあたっては、納期限までに一括で納付していただくこととなります。

## 10 課税標準の特例・非課税・減免について

### (1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有する方は、「償却資産申告書（第26号様式）」の「11 課税標準の特例 有・無」欄の「有」に○をつけ、「種類別明細書（増加資産・全資産用）（第26号様式別表1）」の摘要欄に根拠法令・条項を記入するとともに、「課税標準特例該当資産明細書」と必要資料を添付してください。「課税標準特例該当資産明細書」は、相模原市ホームページ内「固定資産税（償却資産）関係申告書」からダウンロードしていただくか、当課まで請求してください。

#### 主な課税標準の特例

特例対象	特例率	適用期間	対象資産の例
・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 【法第349条の3第27・28・29項】	1/3 ※1	期限なし	各事業の認可を受けた者が、直接当該事業の用に供する資産
汚水・廃液処理施設 【法附則第15条第2項第1号】	1/2 ※1	期限なし	油水分離装置、沈殿装置など
産業廃棄物処理施設 【法附則第15条第2項第4号】	1/3	期限なし	産業廃棄物処理施設（焼却装置、分解装置、融解装置、破碎装置など）
下水道除害施設 【法附則第15条第2項第5号】	4/5 ※1	期限なし	油水分離装置、沈殿装置など
再生可能エネルギー発電設備 ※2 【法附則第15条第25項】	2/3 ※1	3年間	太陽光（1000Kw未満）、 風力（20Kw以上）、 地熱（1000Kw未満）、 バイオマス（10000Kw以上20000Kw未満）
	6/7 ※1	3年間	バイオマス（木竹等） （10000Kw以上20000Kw未満）
	3/4 ※1	3年間	太陽光（1000Kw以上）、 風力（20Kw未満）、水力（5000Kw以上）、
	1/2 ※1	3年間	水力（5000Kw未満）、地熱（1000Kw以上）、 バイオマス（10000Kw未満）
雨水貯留浸透施設 【法附則第15条第41項】	1/3 ※1	期限なし	特定都市河川浸水被害対策法等に規定する認定計画に従い設置した一定の雨水貯留浸透施設
中小企業等経営強化法に規定する先端設備等 【法附則第15条第44項】	中小事業者等が、導入促進基本計画に適合する認定先端設備等導入計画に従い取得した一定の機械装置など → 12ページを御覧ください。		

※1のつく特例率は、「わがまち特例」として、本市の条例で定める特例率です。

「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」とは、地方団体が地域の実情に応じて、地方税法の定める範囲内で特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みです。

※2 太陽光発電設備については、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等で、固定価格買取制度の認定を受けていないものが対象です。太陽光以外の発電設備については、固定価格買取制度の認定を受けたものが対象です。

## 「中小企業等経営強化法」にかかる特例について

【対象者】（以下のいずれかに当てはまる方）

- ①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※ ただし、みなし大企業は対象外となります。

- ・同一の大規模法人に発行済株式または出資の総額または総数の2分の1以上を所有されている法人
- ・複数の大規模法人に発行済株式または出資の総額または総数の3分の2以上を所有されている法人

※ 所有権移転外リースの所有者は、使用者が要件を満たしている場合、対象になります。

【取得時期】（本市が認定した「先端設備等導入計画」に基づく取得に限る。認定前に取得したものは対象外）

令和5年4月1日～令和7年3月31日

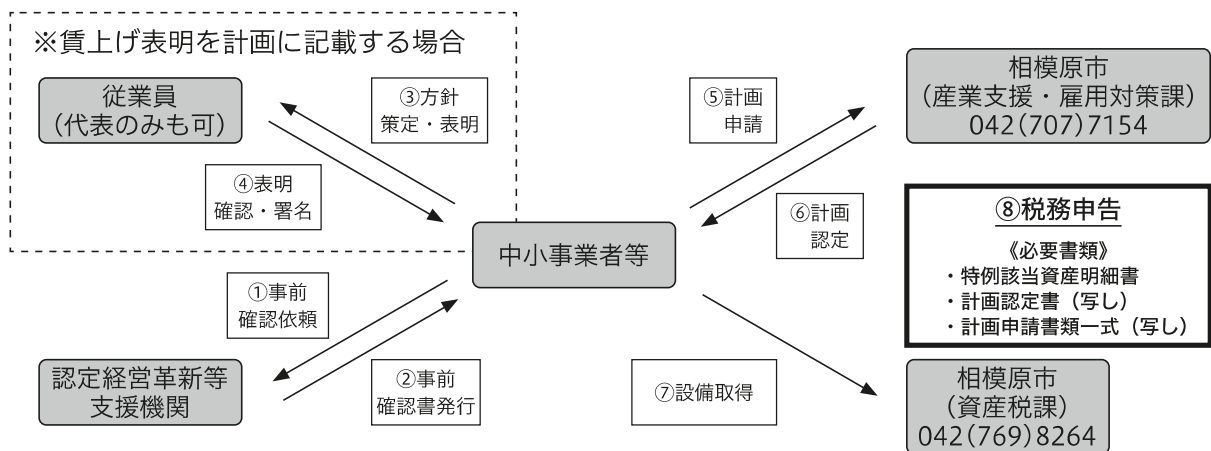
【対象資産・特例率・適用期間】

特例率・適用期間		3年間、特例率1/2
	賃上げの表明有り	①令和6年3月31日までに取得した設備 5年間、特例率1/3 ②令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備 4年間、特例率1/3
設備の要件		年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
対象設備		①機械装置（160万円以上） ②測定工具及び検査工具（30万円以上） ③器具備具（30万円以上） ④建物附属設備（60万円以上）

【適用の流れ】

※税務申告は、償却資産の申告時に行ってください。

※所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）は別途書類が必要となりますので、資産税課までお問い合わせください。



【お問合せ先】

- 制度について → 中小企業庁：経営サポート「先端設備等導入制度による支援」🔍
- 導入計画認定について → 相模原市産業支援・雇用対策課：先端設備等導入計画の認定🔍

## (2) 非課税

地方税法第348条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産がある場合には、「非課税申告書」を当課まで請求してください。

(例) 社会福祉法人が児童福祉施設の用に供する資産、認可保育所が保育事業の用に供する資産

## (3) 減免

地方税法第367条並びに相模原市市税条例第24条及び同条例施行規則第7条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者の減免の申請に基づき、固定資産税の全部又は一部が免除されます。

該当する資産がある場合には、「市税減免申請書」を当課まで請求してください。

(例) 自然災害により損傷した資産、医師・医療機関が所有する医療用資産

### ○現在、市税の減免を受けている事業者の方へ

既に御提出いただいている「市税減免申請書」をもって減免処理をいたしますので、毎年申請書を提出する必要はございません。

なお、「保険医登録票」「保険医療機関指定通知書」の変更や、法人成りなど減免要件に変更があった場合、廃業などがあった場合は、御連絡をお願いします。

## 11 実地調査等について

申告書の受理後、**地方税法第353条及び第408条の規定により、問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。**また、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。

なお、実地調査等の結果、償却資産申告内容に相違があった場合の**課税年度は、現年度のみでなく過年度に遡及することもあります**ので、あらかじめ御了承ください。

## 12 申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び相模原市市税条例第61条の規定により過料を科せられることとなりますので、必ず申告してください。

申告すべき事項について虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることとなりますので、正しい申告をしてください。

## 13 電子申告について

本市は、インターネットを利用した地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」に対応しています。

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページを御覧いただくか、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXヘルプデスク 電話：0570-081459

[9：00～17：00受付（土・日・休祝日、年末年始を除く）]



なお、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせする前に、まずは「よくあるご質問」を御確認いただきますようお願いいたします。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>



## 14 その他

### (1) 固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）の主な相違点

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法 （国税では「旧定率法」にあたる）	建物以外の一般の資産は、 定率法、定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
中小企業の 少額減価償却資産の特例	認めていない	認めている
特別償却、割増償却の制度 （租税特別措置法）	認めていない	認めている
増加償却の制度 （所得税・法人税）	認めている	認めている
評価額の最低限度額	取得価額の5%	1円（備忘価額）
改 良 費	区分評価 （本体と改良費を分けて評価）	一部合算も可

### (2) 耐用年数の短縮について

法人税法・所得税法の規定により、所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた償却資産については、承認された短縮耐用年数に基づき評価を行いますので、承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。

### (3) 増加償却について

法人税法・所得税法の規定により、法定普通償却に加えて増加償却がある場合は、所轄税務署長へ提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。

### (4) 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧

申告に基づいて決定された償却資産の価格等について確認していただくため、課税台帳の閲覧制度があります。写しの郵送を御希望の方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 【納税は便利な口座振替（自動払込）を御利用ください】

口座振替は、一度の手続きで御指定の金融機関の預金口座から自動的に引き落としされますので、納め忘れがなく、納付場所に出かける必要もありません。

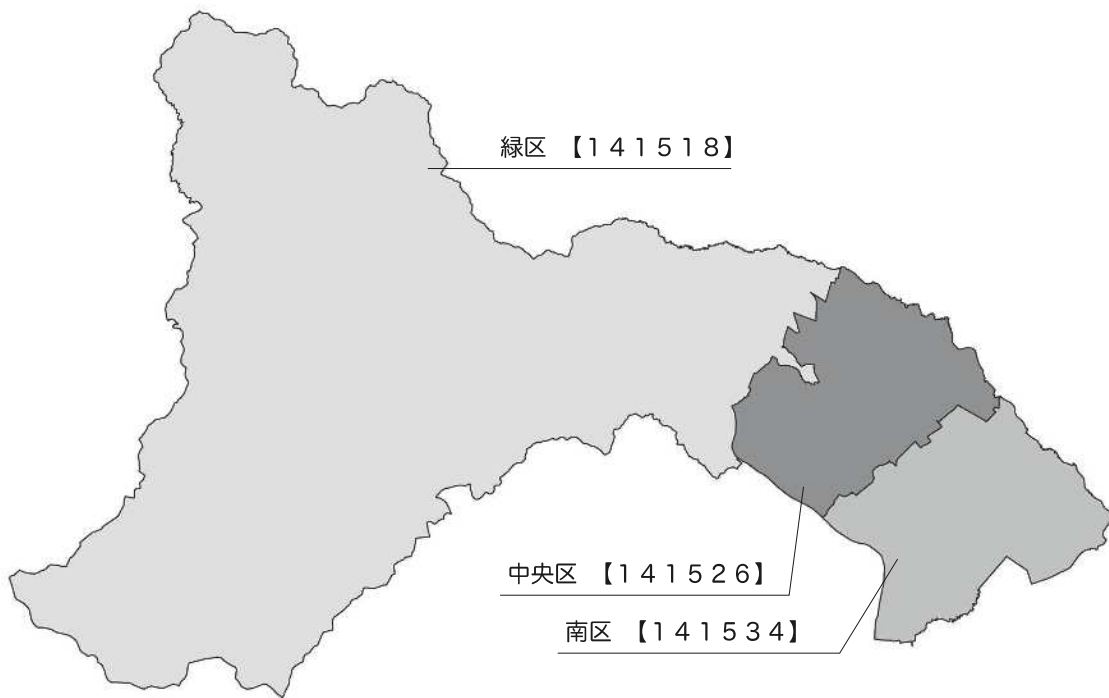
#### ○申し込みの手続きについて

相模原市内の金融機関等の窓口にある『口座振替依頼書』にてお申込みください。また、口座振替・口座変更の手続きがインターネットからできるようになりました。詳細については、市ホームページサイト内検索で「Web口座振替」と検索していただくか、二次元コードからアクセスしてください。

なお、土地・家屋と償却資産では、口座振替の申し込み手続きは別となりますので御注意ください。

\* 問い合わせ先 納税課 収納管理第1・2班 (TEL 042-769-8225)





相模原市の行政区【 】は市町村コード


申告書送付の際、封筒に貼りつけて御利用ください。




相模原市マスコットキャラクター「さがみん」

〒252-5277  
 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
**相模原市役所 資産税課**  
**償却資産班 行**  
 (この封筒に入っている申告書の区に  
 ○印を付けてください。)  
 緑区                      中央区                      南区

提出先及び連絡先

 **相模原市役所 第2別館2階**  
**相模原市 資産税課 償却資産班**  
 〒252-5277  
 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
 TEL 042 (754) 1111 (代表)  
       042 (769) 8264 (直通)  
 FAX 042 (757) 8108  
 E-mail : shisanzei@city.sagamihara.kanagawa.jp  
 HP URL : [https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/zeikin/shisan\\_keikaku/1007752.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/zeikin/shisan_keikaku/1007752.html)

 スマートフォンからも  
 ご覧いただけます